

来庁予定の皆様へ

鹿児島労働局、各労働基準監督署・ハローワークの対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が4月7日に発令されました。当局管内は対象区域に指定されておりませんが、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。感染拡大防止の観点から、活用をお願いします。

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10746.html